

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 7 日現在

機関番号：32657

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13858

研究課題名（和文）ESSA下におけるスタンダード・アセスメント政策に関する実証的研究

研究課題名（英文）An empirical study on standards and assessment policy under the Every Student Succeed Act

研究代表者

木場 裕紀 (Koba, Hiroki)

東京電機大学・未来科学部・准教授

研究者番号：70804095

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、「すべての生徒が成功する法」下におけるアメリカ合衆国の学習スタンダード政策の実施状況を明らかにすることを目指した。特に、ESSA下で州間共通コアスタンダードから離脱した州に着目し、どのような条件下で離脱が行われるのか、またその際にどのような手段が取られるのかについて、研究を行った。

コロナ禍のため、当初予定した訪問調査は実施できなかったが、アーカイブ資料を用いた文献調査及び州教育委員会からの資料提供を受け、ミズーリ州の事例についてまとめ、学術誌に投稿・掲載することができた。またアカウントビリティ政策に関連する貴重な文献を邦訳し、原著者を招いて国際シンポジウムを開催することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、教育の専門家ではなく知事や議会が教育に関する意思決定を行う時代の到来（＝教育例外主義の終焉）を指摘する先行研究を受けて、高度な教育的専門性を集約して作成・採択される学習スタンダードにおいても、教育行政外部アクターが強い関心を持ち、現状変更を目指した場合には、その意思決定を阻止することは困難であることを実証的に示した。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to elucidate the implementation status of learning standards policies in the United States under the "Every Student Succeeds Act" (ESSA). In particular, the research focused on states that withdrew from the Common Core State Standards under ESSA, investigating the conditions under which the withdrawal occurred and the means taken during the process. Due to the COVID-19 pandemic, the planned onsite surveys were not feasible, but through literature review using archived materials and data provided by state education boards, a summary of the case in Missouri was compiled and submitted for publication in an academic journal. Furthermore, the researcher translated a valuable literature related to accountability policies into Japanese and organized an international symposium with the participation of the original authors.

研究分野：教育行政学

キーワード：スタンダードに基づいた教育改革 学習スタンダード 州間共通コアスタンダード 教育と政治 アカ  
ウンタビリティ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した当初は「すべての生徒が成功する法(Every Student Succeed Act)」(以下、ESSA と表記)下におけるアメリカ合衆国の学習スタンダード政策の、州 および学区における実施状況と課題を明らかにすることを旨とした。ESSA では、どのスタンダードを採択するかについては州や学区にその権限を委譲している。本研究では、ESSA が施行された後も、州間共通コアスタンダード (Common Core State Standards、以下 CCSS と表記) を継続して使用する州もあれば、独自の学習スタンダードを作成・採択する州もあることに注目し、なぜそのような異なる対応が見られるのかを明らかにすることを旨とした。

本研究の実施期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大により当初予定した訪問調査が難航したこともあり、比較的資料の入手が容易な州レベルでの学習スタンダード政策の動向を対象を絞って調査を実施した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、CCSS から離脱した州でなぜ CCSS に替わる学習スタンダードが作成・採択されたのかを明らかにすることである。

研究を進める過程で、CCSS から離脱した州では、州知事や州議会といった教育行政外部アクターが、州法の制定や州知事による行政命令の発令によって、CCSS からの離脱を行なっていることが明らかになった(下表参照)。

no	州名	CCSS 採択日	CCSS 破棄日	採択時 州知事	破棄時 州知事	手段
1	アリゾナ	2010/6/28	2015/10/26	Jan Brewer	Doug Ducey	行政命令
2	アーカンソー	2010/7/12	2016/4/14	Mike Beebe	Asa Hutchinson	行政命令
3	フロリダ	2010/7/27	2020/2/12	Charlie Crist	Ron DeSantis	行政命令
4	ジョージア	2010/7/8	2021/8/26	Sonny Perdue	Brian Kemp	行政命令
5	アラバマ	2010/11/18	2022/4/5	Bob Riley	Kay Ivey	立法
6	インディアナ	2010/8/3	2014/3/24	Mitch Daniels	Mike Pence	立法
7	ケンタッキー	2010/2/10	2017/3/15	Steve Beshear	Matt Bevin	立法
8	ルイジアナ	2010/7/1	2016/6/29	Boby Jindal	John Edwards	立法
9	ミズーリ	2010/6/15	2016/4/19	Jay Nixon	Jay Nixon	立法
10	オクラホマ	2010/6/25	2014/6/5	Brad Henry	Mary Fallin	立法
11	ノースカロライナ	2010/6/3	2014/7/22	Bey Perdue	Pat McCrory	立法
12	サウスカロライナ	2010/6/14	2014/5/30	Mark Sanford	Nikki Haley	立法
13	テネシー	2010/7/30	2015/5/11	Phil Bredesen	Bill Haslam	立法
14	ウェストヴァージニア	2010/5/12	2017/11/21	Joe Manchin	Jim Justice	立法

網掛けがされている州知事は民主党所属。

出典：FindLaw's team of legal writers and editors. (2016). Common Core Standards by State. Retrieved

on February 25 of 2022 from <https://www.findlaw.com/education/curriculum-standards-school-funding/common-core-standards-by-state.html>; National Center for Education Statics. (n.d.). State adoption of mathematics and English/Language Arts Common Core State Standards Initiative, by state: 2015. Retrieved on February 25 of 2022 from [https://nces.ed.gov/programs/statereform/tab2\\_17.asp](https://nces.ed.gov/programs/statereform/tab2_17.asp) 等を参照し筆者作成。

これらの州のうち、CCSS が破棄時の州知事の所属がミズーリ州を除いて共和党所属であることに着目した（ルイジアナ州は立法が成立した時点の州知事は Bobby Jindal）。これらの州において共和党所属の州知事は CCSS を連邦政府による教育に関する権限の乗っ取りとして強く批判し、州民の議論に基づき、州民の手によって作られた学習スタンダードの採択を求めている。しかしながら、上表の中でミズーリ州は、CCSS 離脱時の州知事の所属が民主党であった唯一の州である。また、州知事が法案に対する拒否権を発動した際に再可決に必要な議席数も多い。本研究では CCSS の採択過程及び州法（HB1490）が成立した当時の政治的状况を分析し、なぜその成立が可能であったのかを明らかにした。

### 3．研究の方法

本研究では、新型コロナウイルスの感染拡大により、訪問調査の見通しを立てることが困難であったため、主として文献資料の収集により調査を行なった。具体的には、調査対象としたミズーリ州について、州議会の議事録や議席情報、州教育委員会から提供を受けた議事録、ミズーリ州内の新聞社のアーカイブ記事などを収集し、同州において CCSS の破棄を目指す法案が成立し、CCSS に替わる学習スタンダードが作成するまでの過程を描出した。

### 4．研究成果

本研究により、州知事の所属が民主党である一方、州議会では上下院共に共和党所属議員が多数派を占める分割政府の状況下にあったミズーリ州において、共和党所属の州議会議員の主導で CCSS の破棄を目指す法案が提案、審議され、民主党所属の議員の了解も取り付けながら、州知事が拒否権を行使した場合でも再可決可能な賛成を集めて成立するに至る過程を明らかにすることができた。また、その過程において、州教育長や州教育委員会といった教育行政アクターが、法案の内容に対して何らかの影響を及ぼした事実は確認されなかった。すなわち、教育の専門性を集約して作成・採択される州学習スタンダードについて州議会が強い関心を持ち、絶対多数の賛成を確保した上で現状変更（ここでは CCSS の破棄と新たな学習スタンダードの作成・採択）を目指した場合に、州知事や教育行政アクターがそれを阻止できないことを実証的に示した（以上は、木場裕紀(2023)「教育例外主義の終焉と学習スタンダード -ミズーリ州における州間共通コアスタンダードの改廃をめぐる-」『アメリカ教育研究』、第 34 巻、41-57 頁に詳述）。

また、共和党議員の議席占有率が比較的低かったにも関わらず、州法により CCSS からの離脱が行われたサウスカロライナ州の事例に着目して調査を行ってきた。今後も、同州で法案が成立するまでの過程やそこにおける教育行政アクターの関与について、継続して調査を行う予定である。

さらに、アメリカのスタンダードに基づいた教育改革を分析する上での貴重な文献資料として、ポストン・カレッジ名誉教授の Cochran-Smith 氏らが著した書籍を翻訳し刊行した。2023 年には、Cochran-Smith 氏らを招聘し、日米の教師教育におけるアカウントビリティ政策の展開を批判的に検証するシンポジウムを企画・実施した。国際シンポジウムの内容については、書籍と

しての刊行の準備作業を進めている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 木場裕紀	4. 巻 34
2. 論文標題 教育例外主義の終焉と学習スタンダード：ミズーリ州における州間共通コアスタンダードの改廃をめぐって	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アメリカ教育研究	6. 最初と最後の頁 41-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 木場裕紀
2. 発表標題 ミズーリ州の学習スタンダードをめぐる教育政治
3. 学会等名 アメリカ教育学会第34回大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 マリリン・コ克蘭=スミス、木場 裕紀、櫻井 直輝	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京電機大学出版局	5. 総ページ数 340
3. 書名 アカウンタビリティを取り戻す	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 日米国際シンポジウム2023 日米教師教育における民主的アカウンタビリティの可能性を探る	開催年 2023年～2023年
--	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------